

中国七八年憲法の論点

——五四年、七五年両憲法との対比を通じて——

西村 幸次郎

はじめに

一 憲法改正過程

二 過渡期と継続革命の理論

三 党と国家

四 法制の強化と民主主義の発揚

五 労働に応ずる分配とブルジョアの権利
むすびにかえて

はじめに

一九六六年のプロレタリア文化大革命以降、諸種の問題において変動がきわめてはげしく評価が一定しなかった。

中国七八年憲法の論点

一時期主張されたり支配的になって、その後位置づけに変化のあったものに次のような事柄があげられる。

第一に、毛沢東思想はマルクス・レーニン主義の最高峰であるとする点、第二に、指導者・後継者について鄧小平、林彪、「四人組」の問題、第三に、国家機構に関して革命委員会、三結合、検察院の問題、第四に、権利・自由をめぐってブルジョアの権利、ストライキの自由、選挙手続などの諸点にわたる。

これらの諸問題は、文化大革命に対する評価と密接に関連しており、少なくとも中国における動向をそのまま受けとめることの問題性を、われわれにいやが上にも提示しており、反省をせまっている。こうした状況において、日本人としての自主的批判的精神を確立し、中国の諸現象を歴史的・実証的に考察することの重要性がとくに強調されるべきであろう。

こうしたことを念頭におきながら、本年三月五日の第五期全国人民代表大会第一回会議において採択された新憲法の基本的な論点を、旧憲法である五四年憲法、七五年憲法との対比を通して考察するであろう。

一 憲法改正過程

(一) 改正理由

葉劍英党副主席の「憲法改正についての報告」は、「社会主義革命と社会主義建設の新たな発展の時期の必要に照応するため、一九七五年の憲法は改正すべきである」⁽¹⁾とする。この点に改正理由を読みとることができるが、しかし、かつて五四年憲法の制定にあたり、建国後五年来の諸変化の上に共同綱領を基礎とし発展させたこと、また、七五年

憲法の制定においては、五四年以来の政治・経済・文化・国際関係における変化の上に五四年憲法を發展させたということを説明しているのに対して、七八年憲法の制定にあたっては、七五年憲法との関係を明確にしていない。これは、おそらくは「四人組」（王洪文、張春橋、姚文元、江青）問題と直接関連する事柄であると思われるが、三年余で改正されたことを考えるとき、七五年憲法の問題点にもっと積極的に言及しても良かったのではなからうか。主な改正点を「四人組」問題と関連させて説明すると、七五年憲法が「四人組」憲法であるとの印象を与え相当の混乱をまねきかねず、このことを避けたのではなからうか。⁽²⁾

(二) 制定・改正過程

五四年憲法の場合は、憲法草案を中央人民政府委員会が公布し、二カ月余の間全人民の討論にかけられ、一億五千萬余の人々がこれに参加し、多くの修正・補足意見を提出している。そして、起草委員会はこれらの意見を参考にし、もとの草案を再び修正して最終草案を作成し、中央人民政府委員会第三回会議の討論に付したのである。このように起草活動は慎重になされ、しかも公開形式で全人民の広範な知恵と経験を結集し、広範な民主と大衆路線がいかに発揮された。そのことは、劉少奇（当時、全国人民代表大會常務委員會委員長）の「憲法草案についての報告」の中に充分に反映されており、憲法制定の歴史的意義、必要性、主要な論点、多くの意見、反響を具体的にみることができる。⁽³⁾

七五年憲法は、張春橋（当時、國務院副總理）の「憲法改正についての報告」によれば、「憲法改正の仕事は、すでに五年近くすすめられ」、「この改正案は全国の各民族人民の度重なる討議を経て生まれたものであり、指導機關の意見と広範な大衆の意見とが結びついて生まれたものである」と⁽⁴⁾としているが、このことは何らかの形式で大衆討論が展開さ

れたことを示している。この点については「北大の回答によれば、北京だけで討論参加人員は五〇〇万におよび、上海タービン工場の話によれば、憲法改正サークルを労働者が組織し、一条一条討論し意見を出している。上海法院の答によっても、裁判独立論をはじめ理論闘争ともいふべき実質的討論が行われている」⁽⁵⁾とする報告が参考になる。また、草案の取り扱いについては、印刷物を工場、人民公社、軍隊、機関、学校、企業事業単位、街道組織の基層指導機構にまで配付して、革命的大衆の前で読み上げるが、コピーしたり張り出したり、ラジオ・新聞で報道してはならない、という措置がとられたようである。⁽⁶⁾

七八年憲法の制定においては、こうした七五年憲法のやり方を踏襲した模様であり、⁽⁷⁾憲法改正委員会（中共中央政治局の全メンバー）が、「各省・市・自治区、各大軍区、中央各部門をつうじて、党内党外の広範な大衆の意見をくつかえし求め、大衆から出された正しい意見を十分にとりいれた」（葉報告）としている。

右のことからみられるように、五四年のときは、草案や全人民討論の内容を内外に公表し、その成果を誇示していたのに対して、七五・七八年の場合は、少なくとも外部に対しては非公開であり、大衆討論もかなり限定された方法・規模で行なわれたのである。このことは制定時の国内的国際的条件と無関係でない問題を含んでいる。近時のソ連新憲法（一九七七年一〇月七日）が広範な大衆討論の産物であることと対比してみると、きわめて興味深いものがあり、また、制定・改正過程における大衆路線の貫徹は、憲法が人民大衆の中で真に血となり肉となって人民の生活の中に定着し、生命力をもちうるか否かにかかわる事柄である。この観点から七八年憲法の今後の動向を注目していきたい。

（三）国際的経験について

五四年憲法は、ソ連および人民民主主義諸国の憲法を参考にし、国内的経験と国際的経験を結びつけたものであり、国際的な社会主義運動が生みだしたものであった。中国は、ソ連および人民民主主義諸国の憲法の経験を摂取すべく、『人民民主国家憲法彙編』『憲法的基本概念与本質』『人民民主国家選挙法彙編』（一九五三年）などを編集して、十分に形式・内容上それらを参照したのである。そして、このことは、中国が「ソ同盟ならびに兄弟諸国の先進的経験をまなびとること」⁽⁸⁾（毛沢東）、「ソ同盟のすすんだ道」⁽⁹⁾（劉報告）を目標とし、当時の一枚岩の国際共産主義運動の状況を反映するものであり、外交政策としても、ソ連および人民民主主義諸国との友好関係の発展を基軸としていた。

七五年・七八年両憲法の場合は、国際的には中ソ論争を中心とする国際共産主義運動の不団結の状況下であり、また、社会主義の多様性のいわれる今日、参照することの意味が大きく異なってきたことは事実である。七五年・七八年両憲法は、前文においても中国は「永遠に超大国にならない」として、帝国主義、社会帝国主義の侵略、戦争政策反対、超大国の覇権主義反対をかげ、七八年憲法は、これらの外交政策・方針が「三つの世界の理論」によることを明示している。そして両者は、五四年憲法に比して、具体的にはソ連を指す社会帝国主義、米ソの両超大国の覇権主義反対という大きな特徴をもっている。しかし、最近の中国とベトナムの関係、中国とアルバニアの関係をみると、中国の唱える「三つの世界の理論」の有効性が問われており、国際共産主義運動の統一と団結にとって消極的作用を果たしていることは否定できない。

二 過渡期と継続革命の理論

(一) 経済重視の時期

一九四九年十月の建国から数年間は未解放の地域も多く、土地改革の実施や米英仏等の経済的思想的勢力の一掃といった反封建・反帝国主義の課題が残存していた。また、広範な人民民主統一戦線を基礎におくということから政策的配慮も働いて不要な摩擦を回避すべく社会主義の道を鮮明にしなかった。従って、共同綱領（一九四九年九月二九日）における「労働者階級が指導し、労働同盟を基礎とし、民主的諸階級および国内諸民族を団結させる人民民主独裁」を行なう「人民民主主義の国家」⁽¹⁰⁾は、当初社会主義国家とは区別されていた。そのことを反映して、日本では、どの時点で社会主義権力が樹立されたかという過渡期の開始期に関心が集まったのである。

その後、「党の過渡期における総路線」⁽¹¹⁾（一九五三年八月）が発表され、それが五四年憲法前文に「中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設をなしとげるまで、このあいだは過渡期である。過渡期における国家の基本的任務は、国の社会主義的工業化を一步一步実現し、農業・手工業および資本主義的工商業にたいする社会主義的改造を一步一步完成していくことである」とかかれることによって、一応の決着をみたわけである。そして、この考え方によれば、一九五六年末の農業・手工業・資本主義工商業にたいする三大改造の基本的達成によって過渡期は終了したことになる。

(二) 政治、思想重視の時期

しかしながら、その後、中国社会主義の建設過程において、国内では反右派闘争、総路線、人民公社、大躍進、三

大革命運動、社会主義教育運動、文化大革命などが展開され、國際的には中ソ論争が継続している。そうした中で中共八期十中全会（一九六二年九月）における「過渡期階級闘争論」の定式化が理論的には重要な転機となっている。ここでは、次のように述べている。

「社会主義社会は相当長期にわたる歴史的段階である。社会主義というこの歴史的段階においては、なお、階級、階級矛盾と階級闘争が存在し、社会主義と資本主義という二つの道の闘争が存在し、資本主義復活の危険性が存在する。このような闘争の長期性と複雑性を認識しなければならない。警戒心を高めなければならない。社会主義教育をおこなわなければならない。階級矛盾と階級闘争の問題を正しく理解し、処理し、敵味方の矛盾と人民内部の矛盾を正しく区別し、処理しなければならない。さもないければ、われわれのこのような社会主義国は、その反対の側にむかい、変質し、復活があらわれることになる。われわれはいまから、この問題について、毎年語り、毎月語り、毎日語って比較的是っきりした認識をもち、マルクス・レーニン主義の路線をもたなければならない」⁽¹²⁾。

こうした一連の過程において、以前の経済面における変革の重視から政治思想面における変革の重視「政治掛帥」（政治優先）が強調されるようになった。そして、このことに対応して、過渡期論としては過渡期の終期に理論的関心が移り、過渡期における階級闘争の長期性、複雑性がいわれるようになった。

七五年憲法は、この「過渡期階級闘争論」を「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命の理論」として、その前文に次のように印している。「社会主義社会は相当長い歴史的段階である。この歴史的段階においては、終始、階級、階級矛盾、階級闘争が存在し、社会主義と資本主義との二つの道の闘争が存在し、資本主義復活の危険性が存在し、

帝国主義と社会帝国主義による転覆と侵略の脅威が存在する。これらの矛盾は、プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命の理論と実践によってのみ解決することができる。」

(三)「四つの現代化」による修正

七八年憲法では、葉報告がふれているものの、七五年憲法の右の規定を若干修正の上、「われわれは、ブルジョア階級にたいするプロレタリア階級の闘争を堅持し、資本主義の道にたいする社会主義の道の闘争を堅持し、修正主義に反対し、資本主義の復活を防止し、社会帝国主義と帝国主義のわが国にたいする転覆と侵略に対処する準備をととのえておかねばならない」とする。このように、七五年憲法にあった「社会主義社会は相当長い歴史的段階である。この歴史的段階においては、終始、階級、階級矛盾、階級闘争が存在」という文言が削除されている。これは、農業、工業、国防、科学技術の「四つの現代化」、とくに科学技術の現代化の強調による一定の修正を受けたものと考えられる。「過渡期階級闘争論」が、「上部構造の革命」のみを語り、生産闘争の問題を軽視した「四人組」によって利用される結果をまねいたことが、削除されたことの理由であろう。⁽¹³⁾

半封建・半植民地社会、あるいは「一窮二白」(第一に経済的にたちおくれ、第二に文化的に空白である)の歴史的諸条件から出発した中国の社会主義建設においては、政治・思想面、経済・科学技術面の両面からの変革がそれぞれに重視されなければならないが、両方を統一的に実践することの難しさをわれわれに教えている。そして、過渡期階級闘争論、継続革命論が憲法の基本理論として、そのときどきにおいて重点のおきどころをかえており、そのことが実は憲法のあり方に深く影響しているのである。その一例として、七五年七八年両憲法は五四年憲法に比して、綱領性をつ

よく帯びていることである。そのことは、綱領的部分、すなわち「まだないもの、将来において達成し、獲得しなければならぬもの」「将来のこと」⁽¹⁴⁾（スターリン）に属する規定が相当にもりこまれていたという点に示されている。そして、綱領性が強いということは、今後の達成すべき課題をめぐって理論的対抗が現出する可能性を含んでいることを意味しており、また、階級闘争を重視することは理論闘争の展開とともに憲法上の対立点が顕現することを含意するものといえよう。事実、対抗軸の一方に「四人組」が存在し、こうした集団のイデオロギーとそうでないものとの妥協の産物であったことを、七五年憲法は物語っている。このように考えることが可能であるならば、一定の時点で七八年憲法も改正されることになろうが、それがいつ到来するかは予測できない。ただし、階級闘争、継続革命の主要内容が、「科学技術の現代化」、経済発展の重視に移行しているとするなら、七八年憲法はその生命力を相当長期に保持するであらう。⁽¹⁵⁾

三 党と国家

(一) 党機構の国家機構化

五四年憲法においては、中国共産党の指導について前文に二回登場するだけであるが、七五年憲法では「党の一元的指導の強化」（張報告）の考えのもとに、党（中央委員会、同主席を含む）の指導性、役割がしばしば強調されている。すなわち、前文に「中国共産党」の語が四回用いられ、本文では「中国共産党は全国人民の指導的中核である。労働者階級は自己の前衛である中国共産党を通じて、国家に対する指導を実現する」（二条）とする条文を基本に、国家に

対する指導（一三条）、人民解放軍と民兵に対する指導、主席による武装力の統率（二五条）、「全国人民代表大会は、中国共産党の指導下にある最高の国家権力機関である」（二六条）、國務院総理その他の構成人員の任免についての中央委員会の提議（一七条）、党の指導に対する公民の擁護義務（二六条）が規定されている。

七八年憲法では、「党の一元的指導の強化」はいわれなくなったものの、七五年憲法とほぼ同一の表現をとっており、二〇条において七五年憲法一六条の「中国共産党の指導下にある」を削除したことが異なる点である。もちろん人民代表大会制度の地位の向上がはかられていることは重要である。全国人民代表大会の職権の一つとして「憲法と法律の実施を監督すること」⁽¹⁶⁾（二二条）、地方各級人民代表大会が、「その行政区域内で憲法、法律、法令の遵守と執行を保証」⁽¹⁷⁾（三六条）するとしている点は、五四年憲法とほぼ同一であるが、人民の主人公としての権利を確認し、人民の自主性、積極性の高揚を確保しようとするものであろう。

党と国家の関係については、「党は権力の中核である。だが、党は、国家権力と同一のものではないし、また同一のものとなることもできない」⁽¹⁷⁾（スターリン）、「党は政府を指導する任務を遂行しなければならず、党の主張と措置は、宣伝を別として、実施のさいは政府の組織を通さなければならない」⁽¹⁸⁾（毛沢東）とする考え方が伝統的である。五四年憲法や他の社会主義国憲法も大体はこの考え方によっているのであるが、七五年・七八年憲法はこれを大幅に修正している。

中国の革命と建設の過程が示しているように、党の指導なくしてプロレタリアート独裁はなく、社会主義中国は存在しない。しかし、党の指導を憲法上何回も規定した理由、そして、党機構の国家機構化のごとき現象に疑問をい

だかざるをえない。なぜならそれほど規定しなくとも党の指導性が確保されうることに、本来、革命と建設の事業が人民大衆の歴史的事業であること、党の指導の強化はややもすれば人民からはなれて人民の上に立つ官僚主義、あるいは代行主義、請負主義の弊風を生みかねない問題をはらんでいるからである。

(二)「裁判の独立」について

五四年憲法七八条は、「人民法院は独立して裁判をおこない、法律にのみしたがう」と規定し、法院の裁判はいかなる機関・団体または個人の干渉や影響も受けず、事実にもとづき、法によって判決するものであることを意味していた。⁽¹⁹⁾

この規定をめぐる議論はその後一九五七—八年、政法学界において展開された論争の主要な論点の一つになっている。法院に対する党の指導をどのように理解すべきかということが中心問題であるが、当時の右派法律家は次のような四点にわたる主張を行なった。つまり、(1)財政・教育部門は党の指導を受け入れるべきであるが、法院はその特殊性によって、党の指導の外に「独立」すべきである。(2)法院活動に対する党の指導は、法律制定を通じて実現される。法律は人民の意志であり、党の意志でもあり、裁判員が法律にしたがえば党の指導にしたがったことになる。そこで裁判員は法律にしたがうだけで、もはや党の指導はいらない。(3)党が裁判活動に具体的干渉することは違法であり、「党政不分」「党法不分」である。⁽²⁰⁾(4)党委員会は法律や情況を理解できないので、その指導は必ずしも正しくない。素人は玄人を指導できない。

こうした右派法律家の主張に対して、当時の法律界主流派は、「裁判の独立」の本質は党の裁判活動に対する指導

を取消し、ブルジョア的法律観点・制度をもってプロレタリア的法律観点・制度にとってかえようとするものだと批判する。そして、「人民法院の活動に対する党の指導は、人民法院における党組織を通じて実現される。法院活動における一切の重大な問題は党組織が決定すべきである。法院活動に対する党の指導には、政治思想および方針政策の指導が必要であるだけでなく、さらに裁判工作に対する具体的指導が必要である」とする⁽²¹⁾のが、当時の結論であった。その後は、この条文が裁判に対する党の指導を排除することに利用されがちであること、さらには法典化の挫折ということも加わって、七五年憲法においては削除され、また、七八年憲法に復活しなかった。しかし、今日強調されるように、後述の法制強化、法典化が推進されるならば、「裁判の独立」規定が復活する可能性があらう。

四 法制の強化と民主主義の発揚

(一) 法制の強化⁽²²⁾

周知のごとくソビエト共産党二〇回大会(一九五六年二月)において、スターリンの個人崇拜に対する批判とともに社会主義的適法性の再建がなされた。そして、こうした動向が中共八全大会(一九五六年九月)の法律遵守、法典化のコースに深く影響をおよぼしている。董必武(当時、最高人民法院長)発言にそのことがよく示されている。「われわれには、すでに国家の根本法である憲法があるばかりでなく、多くの重要な法律、法令とその他の諸法規があります。のこされた問題は、刑法、民法、訴訟法、労働法、土地使用法などのようなさしきまつて必要としている比較的完全な基本法規がまだないことです。……現在、国家の法制を整備することの必要からいってもあるいは客観的な可能性か

らみても、法制をしいに完備していくべきであります。法制の不完備という状態をひきつづきのこしておき、はては、そのままあまりないあいだ放置しておくのは、なんといつても、大きな問題といわざるをえません。⁽²³⁾」

そして、八全大会当時、すでに刑法、刑事訴訟法の草案の草稿ができていたのであり、また、民法についてもその起草作業にとりかかっていたのであるが、その後の「三面紅旗」（人民公社、大躍進、総路線）の実践において、社会的経済的構造の大変動が生じ、法典化は挫折せざるをえなかったのである。

その後中国は、法典化については条件が整えば着手する用意のあることを表明してきた。しかし、七五年憲法下においては、とりたてて法制強化は強調されなかったのである。

七八年憲法下においては、「四人組」が「公安局、検察院、法院をたたきつぶせ」として、広範な幹部と大衆に対して残酷な迫害を行なって人身の自由を奪い、社会主義法制を破壊する事態が続出したことの反省の上に、法制強化が打ち出されている。この点について、江華・最高人民法院長のべる次の点が注目される。「人口が世界の五分の一を占める、われわれのような社会主義国家においては、もしも徐々に完備する社会主義法制が存在せず、もしくは法制があっても実行できないとしたら、無政府状態をつくりだし、プロレタリアート独裁を打ち固めることはできないし、現代化した社会主義強国を建設することもできない。⁽²⁴⁾」

こうした法制強化は、七八年憲法において、国家機関の工作要員による憲法、法律の模範的遵守（一六条）、全人代の職権としての憲法・法律の実施の監督（二二条）、国家機関、工作要員、公民の憲法・法律の遵守についての檢察権の行使（四三条）という諸規定に具体化されている。とくに、檢察院の復活は、(1)公を損い私腹をこやし、国家と人民

の財産を横領する、(2)社会主義的民主主義の原則を破壊し、人民の権利を侵犯する、(3)党の政策と国家の法律にひどく違反し、かつてにほかに「土規定」「土政策」を規定する、(4)検挙・摘発した人々に圧制・報復をおこなう、(5)国家の経済計画と財經制度を破壊し、社会主義的公有制に損害を加える——などの違法乱紀に反対する重大な組織的措置であると説明されている。⁽²⁵⁾

そして、法制強化の重要な内容として、立法活動の強化と密接に関連して、韓幽桐・法学研究所副所長は次のように語っている。「社会主義法制を強化するには、まず、大量の立法工作を行なわなければならない。このために、必要な法律機構を回復し設立すべきであり、また、経験を総括して、刑法・刑事訴訟法・民法・民事訴訟法および經濟建設等に関する重要な法律を制定すべきであり、さらに、もともと存する法律に対して研究を行ない、具体的情況にもとづいてそれぞれ修正もしくは廃棄すべきである」⁽²⁶⁾。

その際、従来われわれの知る由もなかった注目すべき事柄として、「刑法が必要であるだけでなく、民法も必要であり、法律がなければだめであって、刑法・民法は必ず作らなければならない。法律を制定しなければならないだけでなく、さらに判例を編纂しなければならない」、「われわれはまだ刑法典と民法典とを制定しておらず、経験はまだ充分でないが、われわれは作らなければならない」という毛沢東の一九六二—三年の発言を引用していることである。⁽²⁷⁾

しかし、この毛沢東発言は、前述の「過渡期階級闘争論」(一九六二年九月)の提唱とほぼ同じ時期になされているが、この理論と法典化は本来両立しうる事柄ではないように思われる。このことを今日の条件で考えると、七八年憲法下における「継続革命の理論」が、「科学技術の現代化」に重点をおくとすれば、法典化と両立する可能性をも

つであらう。もしも、七五年憲法下のようにかなりダイナミックな構造をもつとすれば、法典化は、強調される割には進展しないのではないかと思われる。いずれにしても法典化の前提条件として、全国的範囲にわたる文化的経済的水準の統一がどの程度まで達成されているかに大きな鍵があるだろう。

(二) 民主主義の発揚

(1) 民主的管理

七八年憲法は、「人民が主人公となるのを確実に保障する民主」(葉報告)の中核として、「国家は、社会主義の民主の原則を堅持し、人民が国家の管理、経済諸事業と文化諸事業の管理に参加し、国家機関と工作要員を監督するのを保障する」(二七条)と規定する。そしてこれは、「勤労者が国家を管理し、各種の企業を管理し、文化教育を管理する権利は、社会主義制度のもとにおける勤労者の最大の権利であり、もともと根本的な権利であり、この権利がなければ、働く権利、教育をうける権利、休息する権利などはいえぬ」という毛沢東の考えを憲法条文に活かしたものとされる。⁽²⁸⁾

そして、葉報告は、基層単位における民主的管理の重要性を強調し、「基層単位に真の民主的管理があるかどうかは、人民の民主的権利を真に保障できるかどうかのきわめて重要な一環である」とのべている。また、具体的に人民公社の例をあげて、「どの級においても、生産管理の面、收入分配の面、公社員の生活と福祉の面およびその他のすべての活動の面においても、民主的管理を真剣に、りっぱにおこなわなければならない」とする。

このように、民主的管理を強調することの背景には、社会主義建設を広範な人民大衆の歴史的事業として明確に位

置づけし、人民大衆の積極性、創造性を最大限に發揮させる考え方が存在しているのである。

この規定は、五四年憲法にはなく、憲法教科書において大衆路線の具体的形態の中で若干ふれられるにとどまっていたのであり、七八年憲法に規定されたことは、今後の中国社会主义建設の具体的実践の上に大きな意義をもつであろう。

(2) 民主的権利の増加

七八年憲法は、七五年憲法に比して、公民の広範な民主的権利と自由およびそれらに対する物質的保証を規定しているが、実はそれらのほとんどが五四年憲法にうたわれていたものである。

七八年憲法中、七五年憲法になくて五四年憲法（「内」）にある公民の権利義務をあげるならば、五〇条—社会保険、社会救济、公費医療、合作医療（九三条）、五一条—文化教育施設の増加、青少年の健全な成長（九四条）、五二条—文化活動（九五条）、五七条—公共財産の愛護、労働規律の遵守、公共秩序の擁護、社会道德の尊重（二〇〇—一条）などである。

こうした諸権利の復活は、「すでにあるもの、現在すでに達成され、獲得されているもの」⁽³⁰⁾（スターリン）の憲法的条項が、七五年憲法下において公民から剝奪されたことに対する反省の結果であろう。

その他に、国家機関との関係でいえば、四一条—人民法院における陪審制度（七五条）、二一条、三五条—無記名投票制（二三条、五六条—選挙法⁽³¹⁾）の復活は、人民の政治への参加、主人公としての権利行使に大いに役立つものとなる⁽³²⁾。

五 労働に応ずる分配とブルジョアの権利

(一) 一九五八—一九五九年の論争

農業、手工業、資本主義工商業に対する「三大改造」の進行、諸階級の存在という階級関係、賃金制度の未確立といった諸条件の下で、五四年憲法は「労働に応ずる分配」の原則および「働かざるものは食うべからず」の労働原則を規定しなかった。端的にいうならば、五四年憲法が「資本主義から社会主義への過渡期の憲法」⁽³³⁾であることに由来するのである。

その後、歴史的諸条件の変化を背景に、労働に応ずる分配・ブルジョアの権利をめぐる論争が展開された。その歴史的諸条件とは、第一に、一九五六年七月四日に「賃金改革についての決定」が出され、これによって国营企業において八級賃金制が確立し、「労働に応ずる分配」原則が全般的に実施される条件ができたこと、第二に、一九五六年末に「三大改造」が基本的に達成され社会主義の労働原則が基本的に確認されたこと、第三に、人民公社の出現によって、賃金制と供給制を結合する分配制度が実施されたことである。

こうした中で張春橋（当時、上海市党委員会文芸工作部長）が、「ブルジョアの権利思想を打破しよう」を上海『解放』半月刊第六期に発表（『人民日報』五八年一〇月一三日号に転載）し、論争の口火を切った。⁽³⁴⁾

張春橋によると、当時革命根拠地時代からの伝統をもつ供給制は、生産の積極性を刺激できず、「ゲリラ気質」「農村作風」であるとして、ブルジョアの権利思想の攻撃を受けた。そして、「等級賃金制」「出来高賃金制」は労働者が

「自らの労働成果に対して最大の関心を示す」のを刺激し、「労働生産性が高まれば賃金も高まり社会主義競争の発展を刺激できる」のであり、それは「国民経済全体の発展の最も大きなテコ」であるとする考え方が抬頭した。張は「ブルジョアの権利思想の核心は等級制度である」とする見解を基本に、そして供給制生活の体験、上海労働者の意識及び古典理論をもとに、右のような供給制が生産の積極性を刺激できないとする考え方は、実際には、ブルジョアの等級制度の礼・法を用いてプロレタリアの平等関係にとってかえようとするものであり、「錢能通神（地獄の沙汰も金次第）」「鈔票挂帥（お札による統率）」であると批判した。そして「物質的刺激原則」を推進した結果、党の幹部の中にも紳士ぶった態度、高等華人風、ダンナぶった態度がはびこり、名を争い利を求め、浪費し、大衆からはなれることを光榮とすることを刺激したのであり、等級制度こそ人を怠惰にし、指導幹部の中に拡まった「三風」（主観主義、セクト主義、党八股）、「五氣（官僚風、退嬰、ぜいたく、おごり高ぶり、甘い考）」、ブルジョアの権利思想、国民党の役人気質を徹底的に一掃しなければならないとするのである。

こうした張春橋の問題提起が直接的契機となつて、上海学術界や北京政法学界をはじめとする多くの分野で議論が展開された。張論文に対する種々の反響をふくんだそれらの議論は、各種の新聞雑誌に発表され、その内容は多岐にわたつた。

なかでも、北京大学法律系科学小組「ブルジョアの権利の残余の問題について」⁽³⁵⁾（『政法研究』一九五九年第二期）は、一掃の対象としてあげられている「ブルジョアの権利思想」を分解して、ブルジョアの権利とブルジョアの権利の残余を区別し、後者の社会主義社会に存在する不可避性、政治による統率の下にその消極的作用を制限し積極的作用を

發揮させること、また、その一掃のための道すじ、消滅の必然性を説得力をもって展開している。この論文は、筆者のみるところ当時の支配的見解を示しているように思われる。次にその論旨を紹介しておきたい。

第一、「ブルジョアの権利の残余の性質」について。「ブルジョアの権利」もしくは「ブルジョアの権利の残余」は、生産手段の所有関係の側面では消滅したが、生産物および労働の分配の領域においては依然規制の作用を果たす。それは、社会主義の時期において、工業と農業、都市と農村、頭脳労働と肉体労働の三大差異を保留せざるをえない結果による。そして、このような差異の主要な表現は、労働に應ずる分配の原則である。この原則は、なおも「不平等」のブルジョアの権利の残余を保留しており、それは、生産物がなおも仕事にもとづき、労働にもとづいて分配されるからである。

第二、「ブルジョアの権利の残余の作用」について。労働に應ずる分配の原則は、基本的に中国の経済条件と人々の思想的自覚水準に適合し、したがって不可避的であり、一定時期においてそれは社会の生産力の発展に対して積極的促進作用を果たすとともに、依然ブルジョアの権利の狭い限界を超えないので一定の消極的作用ももつ。そこで、政治による統率の下にこの分配原則の積極的作用を發揮させ、その消極的作用を制限するのであり、物質的奨励と政治思想工作を密接に結合しなければならない。

第三、「ブルジョアの権利の残余を打破する基本的みちすじ」について。まず、社会の生産力を高速度に發展させることである。その際、いくつかの併進の方針をとり、「工業もやれば農業もやる」、「農業生産工業化、田地管理工場化」、農村工業の發展による農業生産の機械化、電化の実現をはかる。つぎに、頭脳労働と肉体労働の差異を消滅

するために、両者の労働を結合し、「知識分子工農化、工農大衆知識化」をはかり、そのための方針政策として、工農に対する学校の開放、教育のプロレタリア政治への奉仕、教育と生産労働の結合、教育事業、文化革命、技術革命の発展、幹部の下放、幹部の肉体労働への参加、企業における両参一改三結合の実施を提起、貫徹する。さらに、三大差異およびこの差異を反映する不平等のブルジョアの権利の残余は、経済文化の発展、人民の共産主義的自覚の向上につれてしだいに消滅する。したがって、社会主義および共産主義の思想教育を展開し、党の指導を強化し、ブルジョアの権利思想の残余に対して批判をおこない、人々の思想領域から破棄一掃する。

(二) 一九七五—七八年の論争

(1) 一九七五—七六年

七五年憲法が一二条に「プロレタリア階級は文化諸領域をふくむ上部構造において、ブルジョア階級に対し全面的独裁をおこなわなければならない」と規定し、ブルジョアの権利論争が再燃した。張春橋(当時、國務院副総理)「ブルジョア階級に対する全面的独裁について」⁽³⁶⁾、『紅旗』一九七五年四期)、紀岩「ブルジョアの権利を制限する思想的武器」⁽³⁷⁾、『紅旗』一九七五年四期)に代表されるように、ブルジョアの権利の残余ではなく、ブルジョアの権利そのものの存在、消極的作用を強調し、一九五八年における張春橋の考え方をいっそう精神主義的に再編している。これは、張春橋についていえば、一年以上にわたって彼の持論をあたためていたことを意味している。その後に出された『鞏固無産階級專政的根本大法』⁽³⁸⁾は、「ブルジョアの権利の存在は、新しいブルジョア分子を生み出す重要な経済的基礎である」とし、また、『馬克思主義国家学説講話』⁽³⁹⁾は、「分配面のブルジョアの権利に対して、もしも制限を加えず、反対に拡

大・強化するならば、必ずや等級の差異がますます大きくなり、少数の者が分配面である種の合法的、及び大量の不法的経路を通じて、大いに金もうけをし、名を争い利を求め、それによって社会主義的所有制の性質を変え、人と人の社会主義的相互関係を変え、資本主義とブルジョア階級分子が生まれるであろう」としている。このように、ブルジョアの権利の制限は、プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命の主要な内容の一つにされたのである。

(2) 一九七六—七八年

毛沢東死去（一九七六年九月）後、「四人組」が失脚し、彼らに対する批判がはげしく展開されているが、その主要な批判はブルジョアの権利をめぐるてなされている。代表的な二論文の論旨は次の通りである。

まず、呉敬璉・周叔蓮「ブルジョアの権利問題についての歴史的考察」⁽⁴⁰⁾（『歴史研究』一九七七年四期）は、(i)ブルジョアの権利を歴史的に考察することの意義にふれ、(ii)マルクス主義におけるブルジョアの権利の内容と「四人組」のそれを対比して批判し、(iii)マルクス主義成立以前の各種の経済学者の理論にふれて、「四人組」の「賃金理論」がブルジョア経済学者のそののやきなおしであるとし、(iv)「四人組」が封建的社会主义の衣鉢をうけつぎ、封建的権利をもってブルジョアの権利にとつてかえようとしており、(v)「ブルジョアの権利の一掃」というスローガンのもとに実際には「労働の平等」および「分配の平等」の権利を一掃しようとし、(vi)ブルジョアの権利を生産手段の所有の領域まで拡大してすでに勤労人民の公共財産となっている国营経済と人民公社集団経済をひとのみにしようとしている、と指摘する。

つぎに、薛暮橋『「四人組」のブルジョアの権利問題における反動的謬論を批判する』⁽⁴¹⁾（『红旗』一九七七年十一期）は、

「四人組」が、第一に毛沢東の指示を歪曲して「ブルジョアの権利の制限」に帰結せしめたこと、第二に社会主義社会が保留せざるをえないブルジョアの権利の範囲を任意に拡大し社会主義制度を黒くぬりつぶし社会主義的生産関係と資本主義的生産関係の根本的区別を混同していること、第三に労働に應ずる分配、商品貨幣関係の積極的作用を否定し、ブルジョアの権利の制限をその取消に改竄していること、第四に「ブルジョアの権利の制限」の旗のもとに反革命的文章をかき党をのっとり権力を奪取する目的を達成しようとしていること、これらの諸点を中国社会主義経済の理論と実際との関連で具体的に指摘している。

ここにみられるように、「四人組」の失脚とともに、彼らの理論的バックボーンである「ブルジョアの権利の制限」を継続革命の主要な内容とするという主張は徹底的に批判されている。前述のように、五八―九年における支配的見解は、ブルジョアの権利が社会主義社会に不可避的に存在すること、政治による統率の下にその消極的作用を制限し積極的作用を発揮させることを骨子としていたが、今日の議論は基本的にはこうした考え方に立ち戻ったとみてよいであらう。

七八年憲法では、「四人組」の労働に應ずる分配、ブルジョアの権利に対する主観主義的、絶対平均主義的思考の根拠となった七五年憲法一二条が削除され、一〇条において「プロレタリア政治による統率の前提のもとで、精神的奨励と物質的奨励とを結びつけ、精神的奨励を主とする方針を実行し、公民の労働における社会主義の積極性と創造性を奨励する」と規定し、今日の客観的条件を踏まえ、人民の生活向上を実現しようとしているのである。

むすびにかえて

以上の考察において、七八年憲法の基本的論点をすべて整理し提示しえたわけでもなく、また、それぞれの論点の相互連関を必ずしも明確にできたとは言えない。

ただ一つだけ各論点を通じて言いうることは、社会主義革命と建設の事業を広範な人民大衆の歴史的事業としていかに定着し推進するかということが共通の事柄であるということである。そして、半封建・半植民地社会から出発して社会主義社会へと進んだ中国のかかえる重荷ともいべき諸条件の下で、人民大衆の自主性、創造性、積極性の發揮が中国社会主义の発展にとって重要になっているのである。

注

- (1) 『北京周报』一九七八年一一号一七頁。なお、七八年憲法条文は本号によった。
- (2) 「葉劍英報告において七五年憲法の改正が何故必要であるかにつき直接的には何ものべていないのは憲法改正報告としては不可解というほかない」(藤田勇「七八年中国憲法をめぐって」(上)『中国研究』九二号六頁)とする疑問の出るのは当然であろう。
- (3) 『中華人民共和國憲法』(國民文庫一九五五年)所収の劉報告を参照。なお、本文中の五四年憲法条文は本書によった。
- (4) 『北京周报』一九七五年四号二五、二八頁。なお、七五年憲法条文は本号によった。
- (5) 針生誠吉「中国新憲法下の裁判制度」『ジュリスト』六〇二号一二五頁。
- (6) 『中国研究月報』三二七号一一頁。

- (7) 同右三六六号一九頁。
- (8) 前掲書『中華人民共和国憲法』四二頁。
- (9) 同右七〇頁。
- (10) 福島正夫・宮坂宏編訳『中華ソビエト共和国中国解放区憲法・施政綱領資料』(一九七四年) 一三二頁。
- (11) 『毛沢東選集第五卷』(人民出版社一九七七年) 八九頁。
- (12) 『北京周報』一九七七年二号一二頁。なお、福島正夫「過渡期階級闘争の理論」(『東洋文化研究所紀要』四五冊) 参照。
- (13) 烏疆「プロレタリア階級独裁下における継続革命の任務」(『北京周報』一九七八年三号五頁以下) 参照。
- (14) 「ソビエト同盟憲法草案について」(一九三六年一月二五日)、イ・スターリン『レーニン主義の諸問題』所収。
- (15) この点に関連して、稲子恒夫教授が、七五年憲法は毛沢東路線と劉少奇路線の妥協の産物であり(『現代中国の法と政治』二三五頁以下)、七八年憲法は毛沢東路線と「四つの近代化」路線の妥協の産物である(『中国の新憲法』『中国研究』九一号一八頁) ということを具体的に分析している。
- (16) 五四年憲法二七条では「憲法実施の監督」となっている。
- (17) 『レーニン主義の諸問題』(国民文庫) 四三頁。
- (18) 『毛沢東選集』(外文出版社) 一卷一一六頁。
- (19) 中央政法幹部学校国家法教研室編著『中華人民共和国憲法講義』(高橋勇治・浅井敦共訳) 二七六頁参照。
- (20) (21) 馮若泉「駁賈潜的“審判独立”的反党謬論」(『政法研究』一九五八年一期一八頁以下) 参照。
- (22) 法制(適法性)とは、「簡単にいえば、法により事を処理せねばならない。法により事を処理するとは、二面の意義をもつ。一面には、必ず法があり依ることができる。他面には、法があれば必ず依る。この両面は密接に結合して分つこと

ができない。」(福島正夫『中国の法と政治』二一五頁参照)ということの意味する。

(23) 『中国共産党第八回全国代表大会文献集』(外文出版社)二卷一〇九—一一〇頁。

(24) 江華「嚴格依照新憲法弁事」(『紅旗』一九七八年五期一六頁)。

(25) 同右一八頁参照。ここにいる「土規定」「土政策」とは、各地域で作った恣意的な規定や政策を指すものと思われる。なお、七五年憲法二五条は檢察権を公安機關が行使するとしていた。

(26) 韓幽桐「砸碎精神枷鎖 搞好法学研究」(『人民日報』一九七八年三月一六日)。

(27) このことと関連して、「人民日報」(一九七八年七月一三日)が特約評論員「民主和法制」の中で、「毛主席の指示にもとづいて關係部門が『刑法』『民法』『刑事訴訟法』の草案を起草した。『刑法』草案は一九六三年に一部の省・市・自治区に配布して意見を求めた。この未完成の工作を完成することはあのお方の遺志である」とし、刑法・民法・訴訟法の必要性をのべている。

(28) 福島正夫教授は、「労働の権利を社会主義国人民の基本権の軸心におくよりも、人民の国家管理を主とすべきだとの考えを、長くもっていた私は、この言に深い感銘をうけた」(『中国新憲法の制定とその意義』『中国研究月報』三六三—三五五頁)ときわめて高い評価を与えている。

(29) 前掲書『中華人民共和国憲法講義』一九九頁以下。なお、李達編『中華人民共和国憲法講話』一三六—七頁参照。

(30) 注(14)参照。

(31) 「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選舉法」(一九五三年二月)五五條参照。

(32) 七五年憲法にはじめて登場した「罷業の自由」(二八條)は、当初、毛沢東の提議にもとづいて、官僚主義や残存する資本主義との闘争、および修正主義反対・防止のための人民の有力な武器として保障され、社会主義憲法史上における創舉の

一つであるとされていた（「堅持党的基本路線 鞏固無產階級專政」『北京大学學報』一九七五年一期四四頁參照）。そして七八年憲法四五条にひきつがれるが、葉報告では特別の言及がない。この自由に関して積極的に評価しうる経験がないのに憲法に規定されたことは、中国の立法路線から見てやゝ奇異の感を免れない。なお、藤田勇「七八年中国憲法をめぐって」

（下）『中国研究』九四号二〇頁參照。

（33） 前掲書『中華人民共和國憲法講義』一四頁。

（34） 西村訳「中国におけるブルジョアの權利論争」『比較法学』一二卷一号二四六頁以下。

（35） 同右二六二頁以下。

（36） 訳は『北京周報』一九七五年一四号。

（37） 訳は『北京周報』一九七五年二二号。

（38） 一九七五年七月上海人民出版社、二三頁。これは『プロレタリア階級独裁のために』として翻訳されている。

（39） 一九七五年一〇月、人民出版社八四頁。これは『マルクス主義の國家論』として翻訳されている。

（40） 西村訳「中国におけるブルジョアの權利論争」（続）『比較法学』一三卷一号九八頁以下。

（41） 同右一一八頁以下。

（一九七八年一〇月）